

大規模災害時の法制度に関する見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成23年東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本地震など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。

さらには、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、災害救助法において、都道府県知事が避難所及び応急仮設住宅の供与等の実施主体とされているところであるが、迅速かつ被災者の実情を的確に踏まえた救助を実施するためには、基礎自治体であると同時に、大都市としての総合力を兼ね備える全ての政令指定都市が自立的・主体的に救助内容を決定し、実施していくことが強く求められている。

この点について、全国市議会議長会指定都市協議会や指定都市市長会は、これまで国に対して要望・要請を行ってきており、国においても災害救助に関する実務検討会を開催するなどしてきたが、十分な結論が得られていないところである。

よって、国におかれでは、政令指定都市を災害救助の主体とする災害救助法の改正やこれに関する災害対策基本法の改正を行い、大規模災害時において政令指定都市が持つ能力を十分に發揮できる制度を構築されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
防災担当大臣